



異議申立ての趣旨	<p>本件の不開示部分のうち、次の二重線の部分以外の部分について、不開示決定の取消しを求める。</p> <p><u>氏名、生年月日、性別、現住所、本籍地、電話番号、家族構成、私印の印影</u>、職業、勤務先、事務分掌、経歴、<u>血液型</u>、児童の年齢、所持免許、学年・学級、市町村の名称、文書番号、公印の印影、施設の名称、給食指導に係る取組の名称、相談内容、言動、内心、陳情の内容、事情聴取の内容、処分の目安に照らしての量定判断</p>
審査会の結論	<p>青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表2及び別表3に記載した部分（別表4に記載した部分を除く）については開示することが妥当である。</p> <p>※ 別表2（加害教諭が誰であるか推測することができるとは認められない情報）  別表3（「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは認められない情報）  別表4（「教育委員会や学校との間での対応方針の検討、指示事項に関する情報」及び「保護者が学校や教育委員会に対して行った言動、相談等に対する学校や教育委員会の評価や感想に当たる情報」に該当する情報）</p>
審査会の判断要旨	<p>&lt;条例第7条第3号（個人情報）該当性について&gt;</p> <p>1 条例第7条第3号本文該当性について</p> <p>(1) 学校名に関する情報（勤務先、当該学校に係る文書記号、当該学校に係る公印の印影に関する情報（以下「本件情報1」という。)) について</p> <p>ア <u>実施機関では、当該小学校が所在する市町村名、加害教諭の年齢・性別、体罰が給食時間中、教室において行われたこと等を公表している。本件情報が公にされた場合、本件体罰事案が発生した学校名が明らかになり、一般人では加害教諭を推測することはできないものの、当該小学校に在学する児童の保護者等は、公表された情報などと照合することにより、加害教諭が誰であるか推測することができることとなるものと認められる。</u></p> <p>イ また、当該教諭は、懲戒処分を受けており、当該事実は、一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報に該当すると認められる。</p> <p>ウ よって、<u>当該情報は、当該教諭にとって、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。</u></p> <p>(2) 学校名に関する情報（給食指導に係る取組の名称、施設の名称に関する情報（以下「本件情報2」という。)) について</p> <p>ア <u>給食指導に係る取組の名称や学校行事は、通常、当該学校の関係者には周知の情報であり、当該情報が公にされた場合、一般人では当該学校名を推測することはできないものの、当該学校に在学する児童の保護者等は、公表された情報などと照合することにより、学校名を推測することができるものと認められる。</u></p> <p>イ よって、<u>当該情報は、学校名を推測することができる情報であり、上記(1)と同様に加害教諭にとって、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であると認められる。</u></p> <p>(3) 教諭の経歴に関する情報（事務分掌、経歴、所持免許、市町村の名称、前任の学校に係る文書記号、前任の学校に係る公印の印影に関する情報（以下「本件情報3」という。)) について</p> <p>ア <u>当該情報が公にされた場合、一般人では当該教諭を推測できないものの、当該小学校に在学する児童の保護者等は、公表された情報等を基に詮索、追求した場合には、加害教諭が誰であるか推測することができることとなるものと認められる。</u></p> <p><u>ただし、当該情報のうち別表2に掲げる情報については、当該情報から加害教諭が誰であるか推測することができるとは認められない。</u></p> <p>イ よって、<u>当該情報は別表2に掲げる情報を除き、上記(1)と同様に加害教諭にとって、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であると認められる。</u></p>

(4) 相談、言動、内心、陳情の内容に関する情報（以下「本件情報4」という。）について

ア 当該情報は、体罰の被害児童の学習態度、加害教諭の指導状況、当該児童の保護者の学校長等に対する訴え、相談等の内容その他の言動及び保護者の学校長等に対する訴え、相談に対する学校、教育委員会の認識及び評価、対応状況、指示事項等に関する情報である。

イ また、当該情報には、「特定の個人の心情の吐露等、個人の人格と密接に結びついた情報」、「被害児童の体罰後の心身の状況等、極めて個人的な事柄に属する情報」、「一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報」に該当する情報が含まれており、それらの情報は、一般人は当該個人を識別できないとしても、その内容からして「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であると認められる。

ウ ただし、当該情報のうち、上記イに該当しない情報は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは認められない。当該情報のうち、条例第7条第3号本文に該当しない情報をまとめると別表3に掲げるとおりである。

(5) 以上から、本件情報1から本件情報4までについては、別表2及び別表3に掲げる部分は、条例第7条第3号本文に該当せず、当該部分以外の部分は、同号本文に該当すると認められる。

2 条例第7条第3号ただし書該当性について

条例第7条第3号ただし書ハ該当性

(1) 本件情報3について

当該情報は、加害教諭の公務に関連する部分がないとも言えないが、加害教諭の推測につながる情報である。

職員が懲戒処分等を受けたことは公務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員のプライバシーに関する情報というべきものである。

よって、当該情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

(2) 本件情報4について

当該情報のうち、加害教諭に関する情報についても、職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、当該教諭の評価又は極めて個人的な事柄に属する情報であるので、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

<条例第7条第7号（事務事業情報）該当性について>

(1) 事情聴取の内容に関する情報（以下「本件情報5」という。）

ア 当該情報は、被聴取者である加害教諭又は校長において、聴取者からの質問に対して、体罰に係る事実関係はもちろんのこと、事件発生の背景として、被害児童を含む児童の学習態度や日頃の指導状況、保護者との対応状況等についてどのように認識しているか述べたものが一問一答形式で直接記録された情報である。

イ 当該情報が公にされた場合、今後、被聴取者が自らの証言内容が記録された文書が開示されることをおそれて、事実をありのままに証言することをためらうおそれがある。これでは、結果的に、教職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、実施機関が公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も懸念されると認められる。

(2) 処分の目安に照らしての量定判断に関する情報（以下「本件情報6」という。）

ア 当該情報は、実施機関が行う加害教諭に対する処分の量定決定に係る具体的な評価の過程及び評価の観点等を記載した情報である。

イ 当審査会が当該情報を見分したところ、加害教諭の本件体罰事案がなぜ懲戒処分に該当するのか、戒告処分を相当とするに至ったのかについて、体罰に至る経緯、体罰の態様、被害の状況、事後処理等の諸事情を踏まえた上での、実施機関の量定決定に係る評価の過程及び観点が具体的に記載されているものと認められる。

ウ 当該情報が公にされた場合には、懲戒権者による評価の手法そのものを公にすることになり、実施機関が今後同種の処分等を行う場合において、事前に当該内容を把握した関係者が処

分等を免れ、又は量定の軽減を図るために利用することも否定し得ず、結果として適正な処分等の実施が妨げられるおそれがあると認められる。

(3) 以上から、本件情報 5 及び本件情報 6 は、公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 7 条第 7 号に該当する。

(4) 本件情報 4 について（実施機関が本件の審査過程において、本号にも該当する旨主張）

ア 当該情報のうち、「教育委員会や学校との間での対応方針の検討、指示事項に関する情報」については、本来公にされないことを前提として行った実施機関の内部管理に関する情報であり、公にした場合には、それらの情報の性質上、円滑な学校教育活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ また、「保護者が学校や教育委員会に対して行った言動、相談等に対する学校や教育委員会の評価や感想に当たる情報」についても、本来公にされないことを前提とした校長をはじめとする学校関係者の素直な所見等を記載したものであるため、公にした場合には、今後は素直な所見等を記載することが困難となり、円滑な学校教育活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 当該情報のうち、「教育委員会や学校との間での対応方針の検討、指示事項に関する情報」及び「保護者が学校や教育委員会に対して行った言動、相談等に対する学校や教育委員会の評価や感想に当たる情報」に該当すると当審査会が認めた情報は、別表 4 に掲げるものである。

エ よって、当該情報のうち、別表 4 に掲げるものは、公にすると、実施機関が行う学校教育に係る事務に関し、円滑な学校教育活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 7 条第 7 号に該当する。

なお、同表に掲げていない情報は、同号に該当しない。

---

**<結論>**

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報の中には、条例第 7 条第 3 号及び第 7 号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当である。